

議案第 9 号

調布市印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 2 8 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

印鑑の登録資格及び印鑑登録証明の交付申請手続に関する規定を改めるとともに所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市印鑑条例の一部を改正する条例

調布市印鑑条例（昭和55年調布市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号を次のように改める。

- (2) 前号に掲げるもののほか、意思能力を有しないと認められる者として規則で定めるもの

第4条ただし書中「登録希望者」を「登録希望者（規則で定める者を除く。）」に改める。

第5条第2項中「委任の旨を証する書面及び代理人本人であることを証する書類で市長が適当と認めるものを添えて、」を「規則で定める方法により」に改める。

第15条中「印鑑登録者」を「印鑑登録者（規則で定める者を除く。）」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条の規定による証明を受けようとする者は、自ら多機能端末機（調布市の電子計算組織と電気通信回線により接続された端末機で印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を記録した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を使用して、暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報シ

システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項に規定する暗証番号をいう。）を入力する方法により市長に申請することができる。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第17条第2項の改正規定は、同年7月1日から施行する。